

企画提案公募選定に係る審査基準（自立相談支援事業）

項 目	審 査 事 項
1 基本方針、 提案者の概要	① 生活困窮者自立支援制度の趣旨、概要を理解しているか。 ② 基本方針は当該事業の目的に沿っているか。
2 相談支援プロセス	① 相談・アウトリーチ、アセスメントの実施方法は適切か。 ② 各種制度に対する知識や個別支援計画の策定能力。 ③ 個別支援の実施方法は適切か。 ④ 支援対象者に対する理解及び取組姿勢。 ⑤ 支援調整会議の開催方法、出席者は適切か。
3 コーディネート 業務	① 支援業務、相談支援員・就労支援員の統括方法は適切か。 ② 個別支援計画と到達度の可視化・明確化のための工夫、評価の手法。 ③ 家計改善支援機関や関係機関（行政機関、学校等）との連携に対する考え方。 ④ 就労準備支援事業との連携に対する考え方及び効果を高めるための工夫。 ⑤ 一定の住居を持たない生活困窮者に対する安定的住居確保の手法。 ⑥ 新たな社会資源の発掘、開発の手法。
4 職員の配置	① 主任相談支援員は資格を満たしており、経歴も十分であるか。 相談支援員・就労支援員は必要な人員を満たしており、経歴も十分であるか。 ② 相談支援員（こども支援コーディネーター）の資格、経歴は十分か。 ③ 相談支援員・就労支援員の処遇改善、研修は十分か。
5 事務所の確保	① 事業を行うために適切な場所・スペースが設置されているか。また、開所日や開所時間は適切か（仕様書から逸脱していないか）。
6 事業の周知・広報	① 支援対象者の早期把握や相談につなげるための取組として、ホームページ等を活用した周知・広報が効果的に行われているか。
7 運営管理体制	① 個人情報の安全管理・取扱いに対する十分な措置を行っているか。 ② 委託事業を実施・運営できる体制・経営基盤があるか。
8 その他	① 実施計画等において、事業効果を高める工夫や方策はあるか。 ② 苦情に対する解決方法、体制は十分か。